

事業実施報告書

報告期間

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 2 月 29 日

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構

兵庫県三木市緑が丘町東 1 丁目 8 番地の 14

令和 5 年度（2023 年度）事業実施報告

令和 5 年度は、定款の目的に掲げた「多世代の住民が快適に永続的に循環しながら住み続けられるまちづくりを支援する」組織の基礎となる取組みを行いました。目指す機能を果たせる事業実施体制に向けて、地域に関係する教育機関、団体、企業等との実証企画の準備を次年度も継続して進めていきます。

I 法人活動

1 社員の異動

無し

2 役員の異動

無し

※現役員の任期：令和 4 年 6 月 28 日～令和 6 年社員総会終了まで
但し、再任は 1 度まで可

3 社員総会

(1) 定時社員総会

と き 令和 5 年 5 月 25 日

ところ 三木市緑が丘町東 1 丁目 8-14

たかはしさんち

議 題 ①令和 5 年度事業報告
②令和 4 年度決算・監査報告
③事務局業務委託契約の締結（報告）

4 理事会

(1) 第 1 回理事会

と き 令和 5 年 5 月 25 日

ところ 三木市緑が丘町東 1 丁目 8-14

たかはしさんち

議 題 ①令和 5 年度事業報告
②令和 4 年度決算・監査報告
③事務局業務委託契約の締結（報告）

(2) 第 2 回理事会

と き 令和 6 年 2 月 15 日

ところ 三木市緑が丘町東 1 丁目 8-14

たかはしさんち

議 題 ①青山 7 丁目団地再耕プロジェクト交流拠点整備及び運営への参画
②各種取組みの進捗状況（報告）

Ⅱ 主要事業

令和 5 年度の事業は、旧体制（三木市生涯活躍のまち推進機構）からの体制変更、当機構が果たすべき機能の明確化という法人の事業実施体制の基盤整備に注力しました。

次年度以降、実証に取り組める準備として、行政確認や連携事業者との協議を中心に行いました。

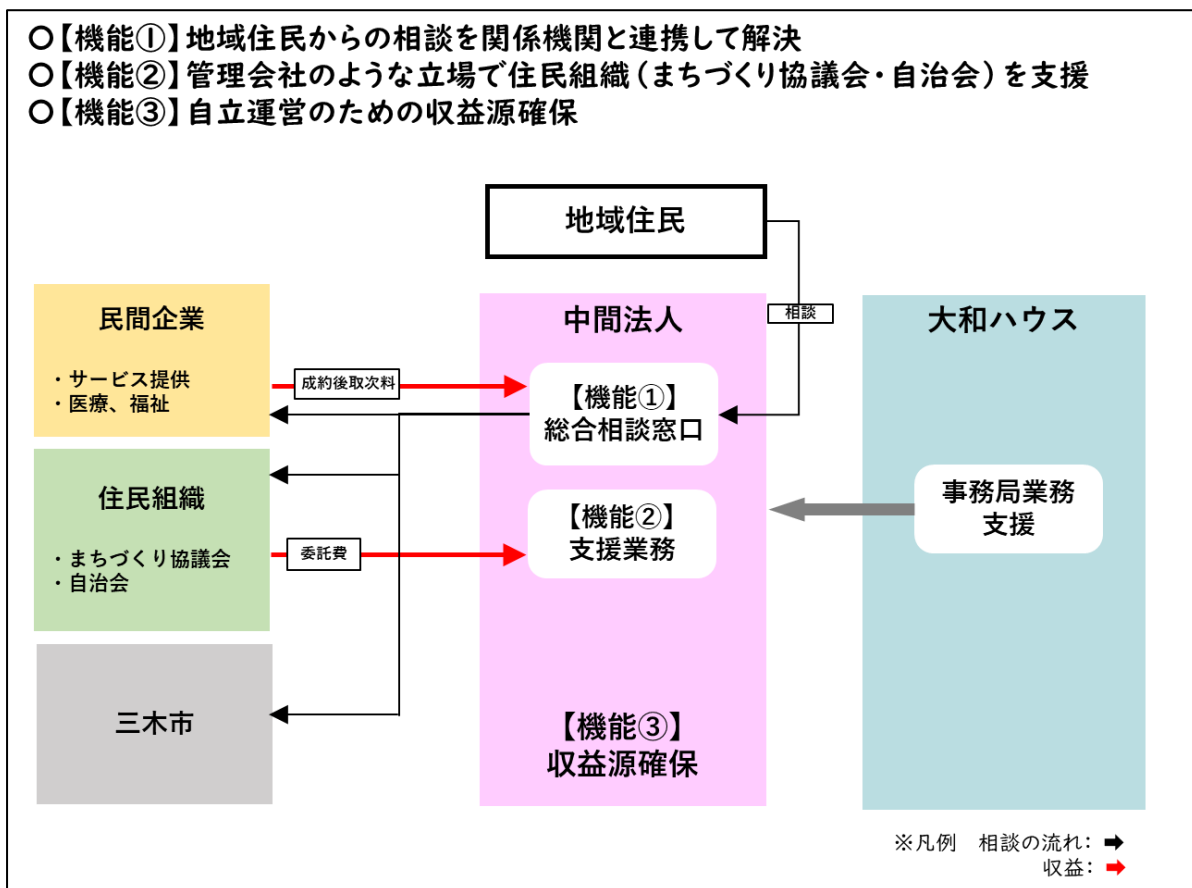


図 1. 事業計画書で記載していた当機構の目指す機能（案）

1 総合相談事業（機能 1 の実証）

・ 総合相談窓口の試行

今年度は実施していません。

・ 相談事項解決に向けた業務協定のフォーマット確立

各民間企業や土業の専門家等との連携を見据え、ベースとなる協定書案の作成を行っております。現在、取次成約時の取り決め内容の検討を行っており、継続します。

2 住民組織支援事業（機能2の実証）

- ・ 青山まちづくり協議会をモデルとした現状把握、イベント企画伴走

青山まちづくり協議会の役員との議論を通して現状把握を行いました。青山まちづくり協議会内も体制や実施事項等の整理をされており、継続的に議論しながら今後の連携可能性を模索することとなりました。

3 サテライト拠点事業（機能3の実証）

- ・ サテライト拠点を活用した収益モデルの試行

試行の準備を進めており、行政確認と必要となる契約に向けた準備を行いました。

- ① サードプレイスとして地域住民の憩いの場となる環境整備

サテライト拠点たかはしさんちにてセルフコーヒーの提供が可能となる範囲について、行政確認を行いました。現在、たかはしさんちの使用貸借契約の内容を調整中であり、使用が可能となった段階で、必要な設備の調達や手続きなど準備を進めていきます。

- ② 自己実現が叶う地域拠点となるような環境整備（貸し棚の設置・運用）

サテライト拠点たかはしさんちにて貸し棚の設置・運用が可能となる範囲について、行政確認を行いました。現在、たかはしさんちの使用貸借契約の内容を調整中であり、使用が可能となった段階で、必要な設備の調達や手続きなど準備を進めていきます。

- ・ サテライト拠点たかはしさんちの管理運営業務への参画

今年度は直接的な参画はできませんでしたが、現在準備を進めている収益モデルの試行を足掛かりにしていきます。

- ・ 移動実証への参画

今年度は地域内で移動実証が行われませんでした。次年度以降の動きが本格化していく中で、活用できる補助金は申請を目指すなど活動の基盤づくりも並行して進めていきます。

- ・ その他収益化できそうな実証

今年度は活動を行っておりません。

4 法人運営事業

- ・ 法人の運営体制確立

令和 5 年度より大和ハウス工業株式会社と 2 か年の事務局業務委託契約を締結し、事務局業務の支援を受けています。理事の事務負担を軽減した法人運営の体制を確立しました。また、経理処理に関しては、顧顧問税理士・大和ハウス工業経株式会社の子部門による四半期に一度の経理監査体制を確立し、確実な経理処理がなされる体制としました。

現在、当法人は役員のみで構成されています。事業実施体制を拡充させるため、次年度より就業規則の制定に着手します

- ・ 情報発信媒体の検討

更新した定款の内容に沿ってホームページ (<https://kiko.stack-miki.com/>) を更新しました。なお、本ホームページにて電子公告を兼ねています。今後の事業実施内容に即して、こちらで情報発信を検討していきます。

決 算 報 告 書

第 8 期

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 2月29日

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構

三木市緑が丘町1丁目8番地の14

正味財産増減計算書

[税込] (単位: 円)

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構

自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 2月29日

【経常収益】			
【その他収益】			
受取 利息	20		
雑 収 入	4	24	
経常収益 計			24
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
その他経費計	0		
事業費 計		0	
【管理費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
委託費	524, 112		
広報宣伝費	22, 000		
雑 費	1, 990		
その他経費計	548, 102		
管理費 計		548, 102	
経常費用 計			548, 102
当期経常増減額			△548, 078
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			△548, 078
法人税、住民税及び事業税		20, 100	
当期正味財産増減額			△568, 178
前期繰越正味財産額			2, 311, 437
次期繰越正味財産額			1, 743, 259

貸借対照表

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 6年 2月29日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通 預金

2,038,359

現金・預金 計

2,038,359

流動資産合計

2,038,359

資産合計

2,038,359

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金

275,000

未払法人税等

20,100

流動負債合計

295,100

負債合計

295,100

《正味財産の部》

前期繰越正味財産

2,311,437

当期正味財産増減額

△568,178

正味財産合計

1,743,259

負債及び正味財産合計

2,038,359

財 産 目 録

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構
全事業所

[税込] (単位：円)
令和 6年 2月29日 現在

《資産の部》

【流動資産】			
（現金・預金）			
普通 預金	2,038,359		
三井住友銀行	(2,038,359)		
現金・預金 計	2,038,359		
流動資産合計		2,038,359	
資産合計			2,038,359

《負債の部》

【流動負債】			
未 払 金	275,000		
決算料	(275,000)		
未払法人税等	20,100		
法人県民税	(20,100)		
流動負債合計		295,100	
負債合計			295,100
正味財産			1,743,259

財務諸表の注記

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構

令和6年 2月29日 現在

【重要な会計方針】

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

監 査 報 告 書

令和6年4月18日

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構

監 事

黒井 一 寿



私は、一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構定款第54条の規定に基づき、令和5年度（第8期 令和5年4月1日～令和5年2月29日）における会計及び業務の監査を実施しましたので、その結果を以下のとおり報告します。

記

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等から職務の執行状況について説明を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに類する資料の調査を行い、当該事業年度にかかる計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上